

新潟県病院局訓令第1号

局本庁
施設

新潟県病院局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程（昭和53年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する対応後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(衛生管理者)</p> <p>第7条 <u>局本庁及び病院</u>に法第12条の規定による衛生管理者を置く。</p> <p>2 衛生管理者は、<u>当該事業所</u>の職員のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第10条の規定による資格を有する者のうちから<u>事業所の長</u>が選任する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8条 削除</p> <p>(作業主任者)</p> <p>第9条 <u>労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第6条各号</u>に掲げる作業を行う作業場ごとに法第14条の規定による作業主任者を置く。</p> <p>2 作業主任者は、<u>規則第16条の規定による資格</u>を有する者のうちから病院長が選任する。</p> <p>3 作業主任者は、<u>令第6条各号</u>に掲げる作業の危害防止に関する業務を行う。</p> <p>(設置)</p> <p>第10条 <u>局本庁及び病院</u>に法第13条の規定による産業医を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第11条 産業医は、<u>事業所の長</u>が法第13条第2項に規定する要件を備えている者のうちから選任し、又は委嘱する。</p> <p>(職務)</p> <p>第12条 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専</p>	<p>(衛生管理者)</p> <p>第7条 病院に法第12条の規定による衛生管理者を置く。</p> <p>2 衛生管理者は、<u>病院</u>の職員のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第10条の規定による資格を有する者のうちから<u>病院長</u>が選任する。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(衛生推進者)</u></p> <p>第8条 <u>局本庁に法第12条の2の規程による衛生推進者を置く。</u></p> <p><u>2 衛生推進者は、局本庁の職員のうちから規則第12条の3の定めるところにより、病院局総務課長が選任する。</u></p> <p><u>3 前条第3項の規定は、衛生推進者について準用する。</u></p> <p>(作業主任者)</p> <p>第9条 <u>別表</u>に掲げる作業を行う作業場ごとに法第14条の規定による作業主任者を置く。</p> <p>2 作業主任者は、<u>別表に掲げる資格</u>を有する者のうちから病院長が選任する。</p> <p>3 作業主任者は、<u>別表</u>に掲げる作業の危害防止に関する業務を行う。</p> <p>(設置)</p> <p>第10条 病院に法第13条の規定による産業医を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第11条 産業医は、<u>病院長</u>が法第13条第2項に規定する要件を備えている者のうちから選任し、又は委嘱する。</p> <p>(職務)</p> <p>第12条 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専</p>

門的知識を必要とするものを行い、当該職務に関する事項について、事業所の長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者に指導若しくは助言することができる。

(1)～(7) (略)

- 2 産業医は、少なくとも毎月1回以上事業所を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、事業所の長に対し、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

(衛生委員会)

第19条 局本庁及び病院に法第18条に規定する衛生委員会を置く。

- 2 衛生委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し事業所の長に意見を述べるものとする。

(1)～(4) (略)

- 3 衛生委員会は、次の各号に掲げる職員をもつて構成するものとし、委員の数は局本庁にあつては7人、病院にあつては11人とする。

(1)～(4) (略)

- 4 衛生委員会の委員は、事業所の長が指名する。ただし、前項第1号に規定する委員以外の委員の半数については、当該事業所の職員のうちから、新潟県立病院労働組合の推薦に基づいて指名するものとする。

5 (略)

- 6 第15条から第18条までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において「中央安全衛生委員会」とあるのは「衛生委員会」と、「病院局総務課」とあるのは「当該事業所の庶務を担当する課」とそれぞれ読み替えるものとする。

(報告)

第21条 事業所の長は、衛生管理者及び産業医を選任したときは、当該事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に規則第7条第2項若しくは第13条第2項に規定する報告書を提出するとともに、その写しを安全衛生総括管理者に提出しなければならない。

門的知識を必要とするものを行い、当該職務に関する事項について、病院長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者に指導若しくは助言することができる。

(1)～(7) (略)

- 2 産業医は、少なくとも毎月1回以上病院内を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、病院長に対し、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

(衛生委員会)

第19条 病院に法第18条に規定する衛生委員会を置く。

- 2 衛生委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し病院長に意見を述べるものとする。

(1)～(4) (略)

- 3 衛生委員会は、次の各号に掲げる職員をもつて構成するものとし、委員の数は11人とする。

(1)～(4) (略)

- 4 衛生委員会の委員は、病院長が指名する。ただし、前項第1号に規定する委員以外の委員の半数については、当該病院の職員のうちから、新潟県立病院労働組合の推薦に基づいて指名するものとする。

5 (略)

- 6 第15条から第18条までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において「中央安全衛生委員会」とあるのは「衛生委員会」と、「病院局総務課」とあるのは「病院の庶務を担当する課」とそれぞれ読み替えるものとする。

(報告)

第21条 病院長は、衛生管理者、産業医及びボイラー取扱作業主任者を選任したときは、当該病院の所在地を管轄する労働基準監督署に規則第7条第2項若しくは第13条第2項又はボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第24条第3項に規定する報告書を提出するとともに、その写しを安全衛生総括管理者に提出しなければならない。

別表（第9条関係）

作業主任者を選任すべき作業とその資格及び名称

作業主任者を選任すべき作業	作業主任者の資格	作業主任者の名称
1 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号以下		ボイラー取扱作業主任者

	「政令」という。) 第6条第4号に規定するボイラーの取扱いの作業		
	(1) 伝熱面積の合計が25平方メートル以上500平方メートル未満の場合 (2) 伝熱面積の合計が25平方メートル未満の場合	(1) 特級ボイラー技士免許又は1級ボイラー技士免許を受けた者 (2) (1)の者又は2級ボイラー技士免許を受けた者	
	2 政令第6条第17号に規定する第1種圧力容器の取扱いの作業	特級ボイラー技士免許、1級ボイラー技士免許若しくは2級ボイラー技士免許を受けた者又は化学設備関係第1種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しくは普通第1種圧力容器取扱作業主任者技能講習を終了した者	第1種圧力容器取扱作業主任者

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。